

福島第一原発一号機への海水注入作業に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年五月二十五日

丸川珠代

参議院議長 西岡武夫殿



## 福島第一原発一号機への海水注入作業に関する質問主意書

三月十二日に行われた福島第一原発一号機への海水注入作業について以下質問するので、政府の承知して  
いるところをすべて明らかにされたい。

一 東京電力のアクシデントマニュアルのうち、原子炉圧力容器内への海水注入に関する部分を示された  
い。

二 福島第一原発一号機への海水注入作業は、三月十二日十九時四分から十九時二十五分までの試験注入  
と、同日二十時十五分からの本格注入の二段階で行われているが、この手順について、東京電力のアクシ  
デントマニュアルの該当部分を示されたい。当該手順が東京電力のアクシデントマニュアルに示されてい  
ない場合は、なぜ二段階の手順をとったのか、その理由を技術的に詳しく示されたい。また、このように  
東京電力が二段階の手順をとったことについて政府としての評価を示されたい。

三 試験注入と本格注入のちがいを、作業手順を含め、技術的に詳しく示されたい。

四 試験注入では本格注入に向けてのデータ採取が当然行われたものと考えるが、試験注入により取得した  
データ及びその評価を示されたい。

五 試験注入後、本格注入するに当たり一旦注入を停止する必要があつたのはなぜか。

右質問する。